

景観法に規定する景観整備機構の指定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県規則第45号

景観法に規定する景観整備機構の指定等に関する規則を廃止する規則

景観法に規定する景観整備機構の指定等に関する規則（平成18年静岡県規則第1号）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定による指定を受けている者が行うべきこの規則の施行の日の属する事業年度の直前の事業年度の業務に関する報告書及び収支決算書の知事に対する提出については、なお従前の例による。